

タイトル	英国における電話盗聴事件の考察（1）
著者	韓，永學；HAN，Young-hak
引用	北海学園大学法学研究，55(1)：111-147
発行日	2019-06-30

英国における電話盗聴事件の考察（一）

韓 永 學

目 次

第一章 電話盗聴事件の概要

一 犯行類型

1 電話盗聴

2 プラギング

3 ビニング

4 金銭支給

二 事件の経過

1 電話盗聴の始まり

2 電話盗聴の蔓延事実をめぐる攻防

3 隠された一連の電話盗聴事件発覚

（第五五卷第一号）

三 主要被害例

1 王室

2 政官界

3 芸能・スポーツ界

4 一般

四 海外における余波

1 米国

2 豪州

五 小 結

1 電話盗聴の倫理的・法的问题

2 電話盗聴事件の背後

第二章 電話盗聴事件の深層…メディア帝国と権力の癒着

(第五五巻第二号)

一 メディア帝国と政治権力の癒着

- 1 政局の操縦
- 2 不健全な交流

- 3 不明瞭な「タイムズ」・「サンデー・タイムズ」買収プロセス
- 4 理不尽なBSRB買収審査

二 メディア帝国と警察権力の癒着

- 1 NIと警視庁首脳部の癒着
- 2 NIと警察の情報取引

三 小結

- 1 メディア帝国の実体と対権力関係
- 2 電話盗聴事件と腐敗権力

第三章 電話盗聴事件への対応

一 NCの対応

(第五五巻第三号)

結びに代えて

1 「Now」の廃刊

2 BSRB買収の断念

3 事件の事後処理体制の確立

4 経営上の変革

二 政府・議会の対応

- 1 政府
- 2 議会

三 刑事処分

- 1 概要
- 2 検討

四 小結

- 1 不十分な実体的真実の究明
- 2 問われるプレス規制の在り方

はじめに

二〇一一年七月、英国の大衆紙最大手「サン」(The Sun)の姉妹紙の日曜紙「ニュース・オブ・ザ・ワールド」(News of the World, Now)がいわゆる電話盗聴 (phone hacking) を繰り返してきたことが発覚した。「Now」は一〇年余にわたり数千人の携帯電話やパソコン等に無断接続して彼等の内密情報 (confidential information) を収集した他、警察官等公職者に賄賂を供与して他人の内密情報入手してきた。このような取材手法は、「サン」も駆使しており、程度

の差はあるものの一部他紙においても散見できる。

特筆すべきは、極めて非倫理的かつ違法な取材手法である電話盗聴を濫発した「NoW」と「サン」は、キース・ルバート・マードック (Keith Rupert Murdoch) が率いる超国家的メディア複合企業であるニューズ・コーポレーション (News Corporation, NC. 二〇一三年六月より新NCと21世紀フォックス (Twenty-First Century Fox) に分社化)⁽²⁾ の英国内子会社ニューズ・インターナショナル (News International, NI. 二〇一三年六月より News UK に改名) 傘下の新聞である。さらに、両紙は従前より権力 (政治家・警察) と過度な癒着関係 (cosy relationships) を結んできたことが明らかになったが、このような関係が両紙の醜悪な行為を幫助・庇護した側面もある。いずれにしても、新聞による大規模電話盗聴という未曾有の事件の代償は大きく、「NoW」は廃刊を余儀なくされ、NI等の加害企業は民事・刑事責任を問われた。

今日、民主主義国家における報道機関はいわゆる「第四の権力」(the fourth estate) として、国家機関をはじめとする公共的・社会的事柄に対する公衆の「番犬」(public watchdog) 役を果たし、公衆の知る権利に奉仕するため、最大限の取材・報道の自由を享有しなければならない。とは言え、取材・報道の自由は絶対無制限のものではない。⁽³⁾ 英国における新聞の電話盗聴は公益 (public interest) で正当化できない他人の私生活を主に監視したもので、倫理的・社会的・法的責任を問われるのは当然である。しかも、新聞が健全な緊張関係を保つべき権力 (政治家・警察) と不健全な関係を形成してきた点で、報道機関の本来の任務の放棄に等しい。

以上のような問題意識を踏まえ、本研究では、英国における新聞の電話盗聴事件について総合的な考察を行うことを目的とし、第一章では事件の概要を記述し、第二章では事件の深層を探究し、第三章では事件への対応について検討する。

第一章 電話盗聴事件の概要

二〇一一年七月、NI傘下の新聞が過去一〇年余にわたり数千人の携帯電話の音声メール等にアクセスし、彼等の内密情報を探知・収集した、いわゆる電話盗聴事件が発覚した。NI傘下の新聞は、ニュースストーリーに必要な他人の内密情報を手するため、電話盗聴の他、コンピュータ・ハッキングや警察官等公職者と金銭授受も行った（以下、便宜的にこれら各種事件をひっくるめて「電話盗聴事件」と総称する）。このような犯行は、トリニティー・ミラー・グループ（Trinity Mirror plc. 二〇一八年五月より Reach plc に改名）等他新聞グループのタブロイド（tabloid）紙においても散見できるが、NI傘下の「NoW」と「サン」に極端に集中している。従って、NIの親企業が、いわゆる「メディア帝国」（Media Empire）として君臨するNCであることに鑑み、電話盗聴事件はメディア帝国の犯罪と言っても過言ではない。

以下、電話盗聴事件の犯行類型、事件の経過、主要被害例、海外における余波を中心に事件の概要を明らかにする。

一 犯行類型

新聞は一連の電話盗聴事件において、いわゆる「闇の魔術」（dark arts）と呼ばれる電話盗聴（phone hacking）^{（4）}、ブラギング（blagging）、ピンギング（pinging）等の手法を用いた。このような行為は、刑法（Criminal Law Act 1977）、調査権限規制法（Regulation of Investigatory Powers Act 2000）、刑事司法法（Criminal Justice Act 2003）、コンピュータ濫用禁止法（Computer Misuse Act 1990）、データ保護法（Data Protection Act 2018）^{（5）}等の刑事法に触れるのみなら

ず、プライバシー侵害等に対する民事責任の対象ともなり得る。また、一部新聞は腐敗した警察官等公職者に違法な金銭支給（illegal payments）を行う、他人の内密情報の提供を受けた。このような取引は、データ保護法、国家機密保護法（Official Secrets Act 1989）、贈収賄防止法（Bribery Act 2010）等に抵触し得る。では、新聞の電話盗聴事件で用いられた各犯行手法の詳細を紹介・検討する。

1 電話盗聴

ジャーナリストや私立探偵は他人の内密情報を密かに探知・収集する手段として、主に現代人の必須通信機器である携帯電話に対するハッキング（電話盗聴）を最も多用した。電話盗聴は他人の通話や音声メールメッセージに無断でアクセスしてその情報を聴取する行為で、携帯電話のメッセージ盗聴の手法が目立つ。携帯電話のメッセージ盗聴は、事前に特定の人の携帯電話の番号を把握した後、その者に電話をかけたもの出ない場合、既定（default）のピン（personal identification number, PIN）コードを入力してその者の音声メールにアクセスする方法で行われる。⁶

携帯電話の音声メールシステムは、一九八〇年代に導入されたもので、外出先等から置いてきた自身の携帯電話に他の電話機で電話をかけてピンコードを入力すればアクセスできる仕組みである。勿論、携帯電話使用者は携帯電話会社から発給される既定のピンコード（四桁）を自ら変更することができるが、変更しないケースも少なくない。ただし、変更したとしても、当該電話会社の職員と内通した私立探偵等を通じて変更ピンコードが密かに漏洩され得る。従って、誰でも他人の携帯電話のピンコードを何らかの方法で把握していたり、運よく四桁の数字の組み合わせに成功したりすれば、その音声メールへの遠隔アクセスが可能になるのである。この手法の代表的な事例として、二〇〇六年に発覚した「NoW」による王室電話盗聴事件が挙げられる（後述）。この事件を契機に、携帯電話会社の音声メール

システムの強化が図られた^⑦。しかし、個人情報情報の探知・漏洩を狙うハッカーは常時ハッキング技術の進化を目論むため、その根本的な対処は容易ではない。

電話盗聴は、故意かつ許可を得ずに通信を傍受する行為を禁止する調査権限規制法（一章一節）に加え、データ管理者の同意を得ずに故意または無謀により個人データを取得・開示または他の者への開示を周旋する行為を禁止し、違反した場合には罰金を科すデータ保護法一七〇条（個人データの不法取得等）に抵触する。勿論、データ保護法は、ジャーナリズム・学問・芸術・文学目的という専ら特別目的（special purposes）の下処理される個人データは、一定条件を充足すれば同法の関係規定の適用を除外し（附則二編二六条）、データ管理者の同意を得ずに故意または無謀により個人データを取得・開示または他の者への開示を周旋する行為につき一定の場合は免責とする（一七〇条二項・三項）。ところが、一般に電話盗聴がこれらの例外規定により正当化される余地は少ない。

2 ブラギング

ジャーナリストや私立探偵はブラギングという手法も駆使した。ブラギングとは、公共機関、電話会社、銀行、病院等を欺罔し、情報主体に成り済ましてその者の通話内訳、親族や友人の電話番号、前科、信用、健康等に関する個人情報をも無断で入手する行為である（コンピュータ・ハッキングを含む^⑧）。ブラギングもデータ保護法の免責事由等（附則二編二六条、一七〇条二項・三項）に該当しない限り、法的保護が及ばないのは論を俟たない。

情報公開及び個人情報保護に関する独立監督機関、情報コミッショナー（Information Commissioner）は二〇〇六年、データ保護法違反嫌疑を調査した、いわゆる二〇〇三年「モーターマン作戦」（Operation Motorman）を基に議会に提出した二つの報告書（「プライバシーの価値は？」、「現在、プライバシーの価値は？」）においてタブloid紙を

中心に三〇五人のジャーナリストが個人情報取引に関わっていたことを明らかにした。⁽¹¹⁾ これらの取引は、私立探偵のみならず、腐敗した前職・現職警察官が仲介したことが明るみに出た。⁽¹²⁾ また、後述するように、二〇〇三年当時、「サン」のレベッカ・ウェイド (Rebekah Wade、二〇〇九年六月結婚によりブルックス (Brooks) に改姓) 編集長等が、警察の情報提供の見返りに金銭を渡していたことを認めた事実も上記の取引と無縁ではない。

ブラギングの代表的な被害者としては、ゴードン・ブラウン (Gordon Brown) 元首相が挙げられる。彼は、二〇〇〇年当時影の内閣 (shadow cabinet) の財務大臣在任時から二〇一〇年首相在任時までの約一〇年間、金融・財産情報がNI傘下の「サンデー・タイムズ」(Sunday Times) 等によりブラギングされた。⁽¹³⁾

3 ピニング

ジャーナリストや私立探偵はピニングという手法も駆使した。ピニングは、送信タワーネットワークを通じて携帯電話使用者の位置を特定する技術で、極めて限定された所属の警察官による犯罪捜査のために限定的に許容される手段である。⁽¹⁴⁾ 「Now」が雇用した私立探偵グレン・マルケア (Glenn Mulcaire) 等は関係警察官に接近して金銭を渡し、ピニングを通じて他人の内密情報の提供を受けた。

結局、新聞がピニングにより他人の内密情報を公表すれば、情報主体のプライバシー侵害に対する当該新聞の責任は元より、当該情報を提供した警察官は調査権限規制法を含む重大な服務規律違反の責任を問われる。

4 金銭支給

ジャーナリストやその仲介人は他人の内密情報の収集に当たり、情報提供者側に金銭を支給する手段も動員した。

すなわち、ジャーナリスト等と腐敗した警察官等公職者が金銭授受を通じて、他人の内密情報の取引を行ったのである。このような取引は、とりわけ「違法な金銭支給文化」を形成してきた「サン」が多用した¹⁵⁾が、主に著名人の性生活等に関するゴシップ報道のために用いられることが少なくなかった。

このような取材者が情報提供者に金銭を支払って情報を得る手法、いわゆる小切手ジャーナリズム (checkbook journalism) は、公益によって正当化される例外的状況ではない限り、プレス倫理に対する重大な挑戦である。また、小切手ジャーナリズムは、その取材源及び行為の客体によってはデータ保護法、国家秘密保護法、贈収賄防止法等に違反しかねない。

二 事件の経過

新聞の電話盗聴は、二〇〇六年八月、「NOW」関係者が王室への電話盗聴嫌疑で逮捕されたことで、世間の関心を引くようになった。その後、二〇一一年七月、電話盗聴は王室電話盗聴事件に限らず一〇年余前から横行していたこと、犯罪で犠牲になった未成年も電話盗聴被害者であったこと等が明らかになり、市民社会の衝撃と公憤は極限に達した。一方、「サン」を中心に一部新聞が、警察官等公職者から他人の内密情報を入手し、その見返りに金銭を支給してきたことも確認された。

では、隠蔽されてきた一連の電話盗聴事件が発覚した二〇一一年七月に至るまで、事件の経過を検討する。

1 電話盗聴の始まり

ロンドン警視庁（以下、警視庁）カリアティード捜査班（Operation Caryatid）は二〇〇六年八月、「NoW」のクライブ・グッドマン（Clive Goodman）王室担当編集者と私立探偵グレン・マルケアを二〇〇五年～二〇〇六年王室関係者三人の携帯電話の音声メッセージを盗聴した嫌疑で逮捕した。この出来事が、後に一連の電話盗聴事件が発覚する端緒となった。

「NoW」のために暗躍してきたグレン・マルケアは、王室関係者以外にもプロサッカー選手協会のゴードン・テイラー（Gordon Taylor）会長、PRエージェントのマックス・クリフォード（Max Clifford）を含む著名人五人に対しても性生活等の内密情報を探るため、電話盗聴を行った。⁽¹⁷⁾ところが、レベッカ・ブルックスの後任として二〇〇三年一月より「NoW」編集長を務めたアンディー・コールソン（Andy Coulson）は、電話盗聴事件につき「一不良記者の仕業」と強弁し、自身の関与を否定した。

結局、通信盗聴共謀（刑法違反）及び音声メールメッセージ不法盗聴（調査権限規制法違反）嫌疑で起訴されたクライブ・グッドマンとグレン・マルケアは二〇〇七年一月、それぞれ懲役四月と六月の実刑判決が確定した。その結果、クライブ・グッドマンは同年二月、「NoW」から解雇された。⁽¹⁸⁾一方、アンディー・コールソンは、クライブ・グッドマン等の実刑判決の確定直後、監督責任を取り同紙を退職した（コリン・マイラー（Colin Myler）が後任に就任）。しかし、彼は同年五月、野党・保守党の首席報道官に抜擢されたことに続き、二〇一〇年五月同党の政権奪取に伴い、デービッド・キャメロン（David Cameron）政権の首席報道官に起用された。

ところで、新聞の電話盗聴はその正確な始まりは定かではないものの、王室電話盗聴事件以前から新聞界（ Fleet Street）内外から議論となっていた。プレス自主規制機関、プレス苦情処理委員会（Press Complaints Commission、

PCC) は二〇〇三年二月議会に提出した報告書において、一九九〇年代初めにも一部新聞が政治家をターゲットにした電話盗聴が行われたと指摘した⁽¹⁹⁾。しかし、私立探偵を活用した新聞の電話盗聴は既に一九七〇、八〇年代にも行われたことを看過できない⁽²⁰⁾。

司法当局によれば、二〇〇〇年代序盤以降新聞の電話盗聴事例が多く見られる。特に、ルパート・マードックの最側近、レベッカ・ブルックスが二〇〇〇年五月より約三年間「Now」編集長を務めた時期に、未成年の犯罪被害者ミリー・ダウラー (Milly Dowler) に対する電話盗聴を含む一連の犯行が集中しており、以降もしばらく多方面の著名人は勿論、一般人も電話盗聴の標的となった。

従って、二〇〇二年時点において「ガーディアン」(The Guardian) や「テレグラフ」(The Telegraph) が新聞の私立探偵等を活用した他人の内幕情報の収集可能性を憂慮したのは決して杞憂ではない。実際、前述の如く情報コミッションは二〇〇六年、二〇〇〇年代序盤一部新聞・雑誌がブラギングに代表される違法な情報収集を行っていたことを明らかにした。このようなプレスの違法な情報収集は、私立探偵ステイプ・ホイットモア (Steve Whittamore) が媒介しており、「Now」⁽²¹⁾、「サンデー・タイムズ」⁽²²⁾、「デイリー・メール」(Daily Mail) 等大衆紙や「タイムズ」(The Times)、「オブザーバー」(Observer) 等一部高級紙を含めた総三一の新聞・雑誌所属の三〇五人のジャーナリストが関わったとされる。いずれにしても、当時問題のジャーナリスト等が刑事訴追されたならば、電話盗聴事件の早期発見とその後のプレスの違法な取材行為の抑止につながったと考えられる。

一方、「サン」のレベッカ・ブルックス編集長と「Now」のアンディー・コールソン編集長は二〇〇三年初頭、下院文化・メディア・スポーツ委員会 (以下、文化委員会) のメディアによるプライバシー侵害に関する調査に応じ、過去に情報提供の見返りに警察に金銭を渡した事実を認めつつ、今後も公益に適合する場合、金銭の支給、私立探偵や盗聴

装置の活用可能性を示唆した。⁽²³⁾このような二人の見解は、事実上NIにおける違法な取材慣行の存在を自認したことに他ならない。さらに、ルパート・マードックも二〇一三年三月「サン」の職員等の会合で言及したように、新聞が警察官に情報提供の対価として賄賂を供与するのは百年来の慣行で、彼が自身の新聞ジャーナリスト等が習慣的にそのような行為を行ってきたことを認知していたことは明らかである。⁽²⁴⁾

2 電話盗聴の蔓延事実をめぐる攻防

クライブ・グッドマン等の王室電話盗聴事件が発覚した当時、「Now」は対外的に本件につき「不良記者の仕業」と予防線を張ったことに加え、ルパート・マードックの右腕たるNIのレス・ヒントン (Les Hinton) 会長も二〇〇七年三月下院文化委員会において、内部調査の結果、「Now」において電話盗聴が蔓延していた証拠はなかったと証言した。しかし、この証言は、当時まで違法な情報収集行為に動員された私立探偵の規模に鑑み、事件の隠蔽・縮小に他ならない。⁽²⁵⁾当時、王室電話盗聴事件への公衆の関心は比較的短期間で薄れたが、本件は一連の電話盗聴事件のごく一部に過ぎないことに留意すべきである。

その後、王室電話盗聴事件が「Now」による犯行の氷山の一角であることや、一連の電話盗聴事件にアンディー・コールソン等の組織の上層部が関与した事実が度々内部告発（クライブ・グッドマンによる内部告発を含む）により暴露されたが、このような事実発掘の中心的な役割を果たしたのが「ガーディアン」のニック・デιβイス (Nick Davies) 記者である。同記者は二〇〇九年七月九日、調査報道を通じてゴードン・テイラーと彼の側近二人が上記した電話盗聴によるプライバシー侵害を理由に提起した民事訴訟が、「Now」とその母企業により巨額の口止め料（二〇〇万ポンド）が提示され密室合意に至った内幕を暴露する一方、「Now」の組織的関与（端的に、二〇〇五年六月、グレン・

マルケアが盗聴したメッセージ三五件が「Now」の記者を経てネビル・サルベック (Neville Thurbeck) 首席記者に伝わった、いわゆる「ネビル電子メール」(Neville email) の存在等) の下電話盗聴が蔓延していた事実を報じた。⁽²⁶⁾「Now」のコリン・マイラー編集長とNIのトム・クローン (Tom Crone) 法務部長によると、二〇〇七年二月にNCの欧州・アジア総責任者兼NIの会長として赴任したルパート・マードックの次男ジェームス・マードック (James Murdoch) が、ゴードン・テイラー電話盗聴事件の解決を主導して二〇〇八年六月に成功に導いた。

「ガーディアン」二〇〇九年七月九日付報道に対し、「Now」側は虚偽報道であると即刻反駁したことに続き、同紙幹部等が二〇〇九年九月下院文化委員会において、内部調査の結果、クライブ・グッドマンという「不良記者の仕業」の域を越えて違法行為が蔓延していた証拠はなかったと証言した。⁽²⁷⁾ また、警視庁も二〇〇九年九月下院文化委員会において、「Now」のクライブ・グッドマンと私立探偵グレン・マルケアによる二〇〇五年～二〇〇六年電話盗聴事件の原捜査に関する検討の結果、追加証拠がないとして再捜査の必要性を否定した。⁽²⁸⁾ さらに、PCCも二〇〇九年一月九日、「フォン・メッセージ盗聴嫌疑に関するPCC報告書」という報告書を公表し、「Now」による事実誤導や電話盗聴が継続されているという証拠はないと主張した。⁽²⁹⁾ 一方、下院文化委員会は二〇一〇年二月九日、「プレス基準、プライバシーとメディア」という報告書を公表し、電話盗聴、ブラギング等違法行為につき一貫して否定した「Now」関係者等の態度を「集団健忘症」(collective amnesia) と揶揄し、警視庁の捜査怠慢 (いわゆる「ネビル電子メール」の封印) とPCCのNIの立場の追認を批判しつつも、⁽³⁰⁾「ガーディアン」二〇〇九年七月九日付報道を支持する積極的な証拠は提示できなかった。

3 隠された一連の電話盗聴事件発覚

電話盗聴をめぐるNI側の事実隠蔽に加え、警視庁、PCC、議会の消極的な態度に対し、ニック・デビス記者と「ガーディアン」は新事実の発掘で応酬した。「ガーディアン」は二〇一〇年三月九日、「NoW」によるマックス・クリフォード電話盗聴事件をめぐり、NIが訴訟取下を条件にマックス・クリフォードに巨額（二〇〇万ポンド）を支払ったことを暴露した。³¹ 続いて、ニック・デビス記者は同年九月八日、アンディー・コールソンが電話盗聴を認知していたことや他の違法手段も蔓延していたことを認める「NoW」のポール・マクベラン（Paul McMullan）元学芸編集者の証言をスクープした。³² 一方、米国の「ニューヨーク・タイムズ」（The New York Times）も同年九月一日、アンディー・コールソンが電話盗聴を積極的に勧めたとする「NoW」のシエナ・ホア（Sean Hoare）元記者の証言等を基に、電話盗聴事件の内訳とその深刻性を告発する調査報道を展開した。³³

その後、「ガーディアン」は二〇一〇年二月一五日、女優のシエナ・ミラー（Sienna Miller）が「NoW」による電話盗聴被害（プライバシー侵害）を理由に提起した民事訴訟において開示された書類（いわゆる「マルケア・ファイル」（Mulcaire file）の抜粋）を基に、電話盗聴がアンディー・コールソンを含む同社の編集幹部等の関知・承認の下に行われた状況を明らかにした。³⁴ 同報道を機に、NI側の「一不良記者の仕業」抗弁は無効となり、捜査当局の電話盗聴事件の再捜査が必至となった。³⁵ 検察庁は二〇一一年一月一五日、警視庁が収集した「NoW」による二〇〇五年～二〇〇六年電話盗聴事件の原証拠に関する再考方針を発表した。続いて警視庁は一月二六日、重要な新証拠を入手したとして、三つの専担捜査班を設けて電話盗聴事件の再捜査に踏み切った（後述）。

「NoW」は警視庁の再捜査が差し迫った二〇一一年一月五日、グレン・マルケアが電話盗聴の依頼者として名指した「NoW」のイアン・エドモンソン（Ian Edmondson）副編集長を追放した。また、アンディー・コールソンは一

月二一日、首相の首席報道官を突然辞任した。彼のこの去就決定は、電話盗聴事件の関与をめぐる警察の捜査圧迫に対する負担感によるものと考えられる。

警視庁は二〇一一年四月五日、捜査再開以降はじめて「Now」のイアン・エドモンソン前副編集長とネビル・サールベック首席記者とともに通信盗聴共謀及び音声メールメッセージ不法盗聴嫌疑で逮捕した。危機に直面したNIは四月八日、一連の電話盗聴事件がもたらしたプライバシー侵害に対する責任を認めて一旦二〇〇〇万ポンドの賠償額を策定する一方、当面女優のシエナ・ミラーをはじめとする国会議員、弁護士、スポーツ評論家等八人の被害請求者に対して謝罪して賠償を約束した。

一方、ニック・デイビス記者は、「Now」のグレッグ・ミスキブ (Greg Miskiv) ニュース編集者等の指揮の下電話盗聴に加担していたクリスティーナ・ヨハンナ・ハート (Christine Joanna Hart)³⁶⁾ 記者を含む秘密情報源を確保し、電話盗聴事件の核心に迫った。彼は二〇一一年七月五日、緻密かつ執拗な追跡を経て、「Now」による一三歳の少女ミリー・ダウラーへの電話盗聴・操作 (二〇〇二年) 事実を暴露した。³⁸⁾ これを機に、NI側の事実の隠蔽・縮小工作は破綻し、「Now」による一連の電話盗聴事件発覚が決定的となった。

警視庁は二〇一一年七月、アンディー・コールソンを通信盗聴共謀 (刑法違反) 及び職権濫用帮助 (情報提供の対価として公職者への違法な金銭支給 (腐敗防止法違反)) 嫌疑 (八日)、「Now」のネイル・ウォリス (Neil Wallis) 前副編集長を通信盗聴共謀嫌疑 (一四日)、「Now」のアンディー・コールソンの前任編集長であるNIのレベッカ・ブルックス CEO (逮捕直前に辞任)³⁹⁾ を通信盗聴共謀及び職権濫用帮助嫌疑で逮捕する (一七日) 等、この時点までに関係者一〇人を逮捕した。その後も逮捕者が続出する中、「サン」の上級記者二人が自殺を企図した (二〇一二年三月)⁴⁰⁾。時を同じくして、アンディー・コールソン、レベッカ・ブルックス等の親友であるデービッド・キャメロン首相自

身をはじめとする政界の一部から、それまでプレスと政治家の親密な関係について自省の声も出た⁽⁴¹⁾。また、NI側との癒着が取りざたされた警視庁のポール・ステイブンスン（Paul Stephenson）警視総監とジョン・イエーツ（John Yates）警視監は、それぞれ二〇一一年七月一七日、一八日辞任した。

三 主要被害例

「NOW」をはじめとするタブロイド紙は、王室、政官界、芸能・スポーツ界等多方面の公人ないし準公人とその周辺人物（家族、側近、友人等）のみならず、一般人も電話盗聴の標的とした。電話盗聴事件の調査のために設置された独立調査委員会、レベソン委員会（Leveson Inquiry）は、タブロイド紙が煽情的なストーリー構成のため、公衆の正当な関心事ではない個人情報盗聴し、多くの個人の私生活の平穩を破壊した情景を示している⁽⁴³⁾。警視庁は二〇一二年九月当時、新聞の電話盗聴等被害者（潜在被害者を含む）を四七四四人と発表した⁽⁴⁴⁾が、その後二〇一五年三月にその数を五五〇〇人に上方修正した。

では、電話盗聴事件の各階層（王室、政官界、芸能・スポーツ界、一般）ごとの主要被害例を紹介する。

1 王室

王室では、ウィリアム王子（Prince William, Duke of Cambridge）、ヘンリ王子（Prince Henry, Duke of Sussex）、キャサリン妃（Catherine, Duchess of Cambridge）が電話盗聴被害を受けており、その他のロイヤルファミリーも個人情報漏洩の蓋然性が度々提起された。彼等の個人情報の漏洩元は、主に新聞に取り込まれた王室警護員であった。

ウィリアム王子は二〇〇五年十一月、内部者のみ知っていた自身の膝の負傷等に関する情報が漏洩され、「NOW」に掲載された。⁽⁴⁵⁾ また、彼の秘書官三人も彼等の携帯電話の音声メールが何者かに無断チェックされる異変を経験した。そこで、王室は外部からの監視を疑い、警視庁に捜査を依頼した。結局、クライブ・グッドマンとグレン・マルケアがウィリアム王子の動静を監視する目的で、彼の秘書官等の携帯電話を二〇〇五年一月から逮捕直前まで数百回不法盗聴し、実刑判決を受けたことは前述した通りである。

ヘンリ王子は二〇〇六年四月、自身の携帯電話のメッセージがクライブ・グッドマンとグレン・マルケアによって盗聴され（警視庁確認）、ストリップクラブ出入事実を扱ったゴシップ記事が「サン」に特ダネとして掲載された。⁽⁴⁶⁾ また、彼のストリップクラブ出入と関連し、彼の恋人を困惑させる記事も「NOW」に掲載された。⁽⁴⁷⁾

キャサリン妃の被害事実は、王室電話盗聴事件の原捜査では表に出なかったが、同事件の再捜査に基づく公判過程で明らかになった。クライブ・グッドマンが公判で認めたところによれば、キャサリン妃は二〇〇五年クリスマス、二〇〇六年バレンタインデーを含めて一五五回、ウィリアム王子は三五回、ヘンリ王子は九回それぞれ電話盗聴された。⁽⁴⁸⁾

2 政官界

政官界では、ゴードン・ブラウン元首相をはじめとする相当数の閣僚や国会議員の他、一部警察官、軍人も電話盗聴の標的となった。

ゴードン・ブラウン元首相は前述したように、二〇〇〇年から約一〇年にわたり機微な複数の個人情報が入り込める新聞により探知・漏洩された。元首相夫妻は「NOW」が雇用した私立探偵グレン・マルケアによって電話盗聴され

た他、金融・資産・課税情報が「サンデー・タイムズ」によりブラギングされ、息子の持病に関する診療記録が病院から漏洩されて「サン」に掲載された。⁽⁴⁹⁾

テッサ・ジョーウェル (Tessa Jowell) 元文化大臣は在任中の二〇〇六年、自身の携帯電話が「NoW」により全面的にハッキングされた。彼女の夫で企業弁護士デビット・ミルズ (David Mills) は二〇〇六年前半、イタリアの有力政治家シルヴィオ・ベルルスコーニ (Silvio Berlusconi) から一九九〇年に賄賂を收受した嫌疑等が浮上し、政府より閣僚規範 (Ministerial Code) 遵守違反に問われ、メディアの調査報道の対象となったが、この時期に彼女に対する過度の電話盗聴が行われたのである。結局、NIは二〇一一年一二月、本件に対する民事訴訟においてプライバシー侵害を認めて二〇万ポンドを賠償することで合意した。⁽⁵¹⁾

ジョン・プレスコット (John Prescott) 元副首相は在任中の二〇〇五年～二〇〇六年、彼と彼の職員間の私的メッセージがクライブ・グッドマンとグレン・マルケアにより盗聴された。彼は「ガーディアン」二〇〇九年七月九日付報道を契機に、警視庁に電話盗聴対象者情報等を記したいわゆる「マルケア・ファイル」の情報開示を求めたが、警視庁は関連情報を開示せず、電話盗聴の事実を繰り返し否定した（実際には四五回も盗聴されていた）。⁽⁵²⁾ そのため、彼は有志とともに警視庁の対応の違法性（人権侵害）を理由に司法審査を請求し、認容された。⁽⁵³⁾ 一方、本件盗聴に対する民事訴訟は二〇一二年一月、NIがプライバシー侵害を認めて四万ポンドを賠償することで合意に至った。⁽⁵⁴⁾

サイモン・ヒューズ (Simon Hughes) 元自民党副党首は二〇〇五年～二〇〇六年、クライブ・グッドマンとグレン・マルケアにより電話盗聴被害を受けた。彼の氏名も「マルケア・ファイル」に含まれていたが、警視庁は本人にその事実を通知しなかった経緯がある。結局、本件盗聴に対する民事訴訟は二〇一二年二月、NIが四万五〇〇〇ポンドを賠償することで決着した。⁽⁵⁵⁾

電話盗聴に関する調査を所管した下院文化委員会所属の委員等も「Now」の監視の標的となった。同紙は、フリーランス、写真記者、私立探偵等を通じて二〇〇九年特定の時点において三日～一〇日間、下院文化委員会所属の全委員を監視した。⁽⁵⁶⁾ 本件監視は、下院文化委員会が前述した「プレス基準、プライバシーとメディア」の調査を行った時期に行われた。守勢に立たされたNI側が下院文化委員会委員等の敏感な私生活を監視し、彼等の業務妨害を画策したものと見られる。さらに、クレア・ワード (Claire Ward) 委員とクリス・ブライアント (Chris Bryant) 委員は、後の民事訴訟で明らかになったように、二〇〇一年～二〇〇三年にも「Now」によって電話盗聴された。⁽⁵⁷⁾ 特に、クリス・ブライアント委員は「ガーディアン」二〇〇九年七月九日付報道を契機に、警視庁に「マルケア・ファイル」の情報開示を求めたが、警視庁は八か月も経ってから彼の氏名が同ファイルに記載されていることを通知しつつも、電話盗聴の事実を否定した。⁽⁵⁸⁾ そのため、彼はジョン・プレスコット元副首相等とともに司法審査を請求し、認容された。

一方、彼に対する電話盗聴をめぐる民事訴訟は二〇一二年一月、NIが三万ポンドを賠償することで決着した。⁽⁵⁹⁾ ブライアン・パディック (Brian Paddick) 自民党議員 (警視庁の元監視監補) は二〇〇五年～二〇〇六年、クライブ・グッドマンとグレン・マルケアにより電話盗聴されたことが後に確認された。彼は「マルケア・ファイル」に自身の氏名が含まれていたにもかかわらず、警視庁は彼の氏名が同ファイルに記載されていることを通知するのみで不十分な対応に終始した。⁽⁶⁰⁾ そのため、彼はジョン・プレスコット元副首相等とともに司法審査を請求し、認容された。その他、一九九七年～二〇〇七年内務大臣の職にあったジャック・ストロー (Jack Straw)、デイビット・ブランケット (David Blunkett)、チャールズ・クラーク (Charles Clarke)、ジョン・リード (John Reid) 等「Now」の電話盗聴の標的となった。⁽⁶¹⁾

3 芸能・スポーツ界

芸能・スポーツ界では、前述したゴードン・テイラー、マックス・クリフォード、シエナ・ミラーをはじめとする多数の著名人の他、一部作家やジャーナリスト等も電話盗聴のターゲットとなった。

ゴードン・テイラーとマックス・クリフォードへの電話盗聴は、上記の王室電話盗聴事件とは別に発覚した。「NOW」に雇用された私立探偵グレン・マルケアは二〇〇五年～二〇〇六年、二人の携帯電話の音声メールに不法アクセスして内密情報を収集し、「NOW」に掲載した。本件に対する民事訴訟は、「ガーディアン」が暴露した（二〇〇九年七月九日付、二〇一〇年三月九日付）ように、NIが二人に各々一〇〇万ポンドを賠償することで合意に至った。

女優のシエナ・ミラーは二〇〇五年一月～二〇〇六年八月、グレン・マルケアにより携帯電話の音声メールが盗聴された。彼女は「ガーディアン」二〇〇九年七月九日付報道を契機に、警視庁に「マルケア・ファイル」の情報開示を求めたが、警視庁は彼女の氏名が同ファイルに記載されていることを通知しつつも、電話盗聴の事実を否定した。⁽⁶²⁾しかしながら、その後、「NOW」がいわゆる「プロジェクト シエナ・ミラー」(Project Sienna Miller)を通じて彼女の電話（三台）に加え、彼女の友人や世話人等の電話を盗聴した嫌疑が弁護人の追及により明らかになった。⁽⁶³⁾結局、NIは二〇一一年四月に本件につきプライバシーシー侵害を認め、五月に一〇万ポンドを賠償することで合意に至った。⁽⁶⁴⁾

歌手のシャルロット・チャーチ (Charlotte Church) は未成年期の二〇〇二年より数年間、「NOW」により自身を含む家族の携帯電話の音声メールが繰り返し盗聴され、ジャーナリストの監視が相次いだ。一連の盗聴・監視により、自身の医療情報のみならず、父の不倫とコカイン吸引、母の自殺未遂等敏感な家族のプライバシー情報と同紙紙上で大量に漏洩された。結局、本件に対する民事訴訟は二〇一二年二月、NIが問題の報道三三件につき六〇万ポンドを賠償することで決着した。⁽⁶⁵⁾

俳優のヒュー・グラント (Hugh Grant) は、従前より自身が「Now」の電話盗聴被害者であると公言し、同紙を批判してきた。彼は二〇一一年四月、同紙の電話盗聴がアンディー・コールソンの指揮下で組織的かつ多面的に展開された状況に関するポール・マクマランの述懐を秘密録音して雑誌に公表した。⁽⁶⁶⁾これを機に、彼は二〇一一年七月、警察に対して自身の電話盗聴について収集した証拠の提示を命じる裁判所の判断を引き出した。⁽⁶⁷⁾一方、彼は自身に対する電話盗聴をめぐる民事訴訟において二〇一二年二月二日、NIより実質的な賠償を受け、自身が後援するキャンペーングループ Hacked Off⁽⁶⁸⁾に寄付した。また、彼は二〇一八年二月五日、トリニティー・ミラー・グループの「デイリー・ミラー」、「サンデー・ミラー」(Sunday Mirror)、「サンデー・ピープル」(Sunday People)からも電話盗聴被害が認められ、その賠償金も Hacked Off に寄付した。⁽⁷⁰⁾

俳優夫婦、ジュード・ロウ (Jude Law) とサディ・フロスト (Sadie Frost) も「Now」の電話盗聴被害者である。二人は二〇〇三年離婚後二〇〇五年七月～二〇〇六年六月、同紙関係者により各々の私生活情報が繰り返し電話盗聴され、同紙に掲載された。ジュード・ロウは米国でも電話盗聴被害を受けており、サディ・フロストは写真記者が常時自身の行き先を把握するほど監視下に置かれた。同紙の二人に対する反復的な私生活の監視と報道は、二人の離婚後の反目を逆利用した側面が強い。結局、二人の一連の被害をめぐる民事訴訟は二〇一二年一月、NIがジュード・ロウに二万三万ポンド、サディ・フロストに五万ポンドを賠償することで決着した。⁽⁷¹⁾加えて、サディ・フロストはトリニティー・ミラー・グループ新聞からも電話盗聴の標的となった。これに対し、裁判所は二〇一五年五月二日、同グループ新聞による彼女に対する電話盗聴の事実(一九九九年～二〇〇九年)を認め、二六万ポンドの賠償を命じた。⁽⁷²⁾作家兼ジャーナリストのジョアン・スミス (Joan Smith) は電話盗聴事件の付随的被害者である。「Now」は二〇〇三年～二〇一〇年、彼女の夫、デニス・マクシェーン (Denis MacShane) 元欧州担当大臣に対して電話盗聴・監視を

行い、その延長線上で彼女に対しても同様の違法行為を行った。結局、夫妻の一連の被害をめぐる民事訴訟は二〇一二年二月、NIが彼女の夫に三万二五〇〇ポンド、彼女に二万七五〇〇ポンドを賠償することで決着した。⁽⁷³⁾

ラグビー選手のギャビン・ヘンソン (Gavin Henson) は二〇〇五年～二〇〇六年、「Now」により電話盗聴された。特に、彼は前述したシャルロット・チャーチと交際し始めた直後の二〇〇五年二月、グレン・マルケアが携帯電話会社へのブラギングや彼に対する電話盗聴で得た個人情報と同紙に集中的に掲載された。結局、本件に対する民事訴訟は二〇一二年一月、NIが四万ポンドを賠償することで決着した。⁽⁷⁴⁾

サッカー選手のウェイン・ルーニー (Wayne Rooney) も二〇〇六年一月～八月、「Now」の電話盗聴の標的となった。彼は二〇一二年四月、NIを相手取って民事訴訟を提起した。⁽⁷⁵⁾

『ハリー・ポッター』(Harry Potter)の作家J.K. ローリング (J.K. Rowling) も電話盗聴被害者として分類され、レベソン委員会の核心参加者 (core participant) の権利が付与された。ただ、彼女に対する電話盗聴被害は明白に立証されたわけではない。

最後に、逆説的にプレスの内関係者も電話盗聴被害に遭遇した。特に、「Now」と競争関係にある主要タブロイド紙の記者やフリーランス記者等が電話盗聴の対象となった。⁽⁷⁶⁾

4 一般

電話盗聴の一般人被害者は、ミリー・ダウラーに代表されるように、主に事件・事故被害者またはその家族・遺族等である。彼等は事件・事故による第一次被害に続き、電話盗聴による第二次被害を被ったのである。

一三歳の少女ミリー・ダウラーは二〇〇二年四月、下校途中に失踪し、同年九月に遺体で発見された。この事件に

関する「Now」の二〇〇二年四月の報道によると、失踪直後彼女の携帯電話の音声メールが削除されたことが窺える。音声メールが削除された事実から、当時彼女の家族は彼女がまだ生存していたと誤信するようになった。しかし、前述の如く「ガーディアン」は二〇〇一年七月五日、他でもない「Now」のジャーナリスト等がグレン・マルケアの助力の下、彼女の携帯電話の音声メールに不法アクセスしたことや、メッセージの貯蔵容量を考慮して（新たなメッセージ受信のため）一部音声メールを削除したことを暴露した。結局、NIは遺族に謝罪し、二〇〇一年一〇月に二〇〇万ポンドを賠償（慈善寄付用で一〇〇万ポンドを追加支給）することで合意に至った。⁽⁷⁷⁾ところが、グレン・マルケアが二〇〇一年一月、彼の弁護士を通じてミリー・ダウラー電話盗聴事件における音声メールの削除事実を否認しており、警視庁も同年一二月、レベソン委員会において当該音声メールは彼女の携帯電話の自動システムにより自動的に削除された可能性が高いと言及した。⁽⁷⁸⁾いずれにしても、本件に対する実体的真実は司法の場でも十分に究明されていない。

二〇〇七年五月ポルトガルで家族と休暇中に失踪した四歳の女兒、マドレーヌ・マッキャン (Madeleine McCann) の父母は電話盗聴被害者と看做される。「Now」は事件直後、ポルトガル警察から漏出されたマドレーヌ・マッキャンの母、ケイト・マッキャン (Kate McCann) の私的日記をポルトガル人記者から買い入れて無断掲載し（本人の許可を得たかのように読者を誤導）、娘の死亡責任が夫婦にあることを示唆する報道を展開した。夫婦を犯人視する報道は二〇〇七年夏〜二〇〇八年二月、「デイリー・エクスプレス」(Daily Express)、「サンデー・エクスプレス」(Sunday Express)、「デイリー・スター」(Daily Star)、「デイリー・スター・サンデー」(Daily Star Sunday) にも掲載されたが、夫婦は二〇〇八年三月、一連の報道に対する名誉毀損訴訟で勝訴し謝罪とともに五万ポンドの賠償を受けた。⁽⁷⁹⁾一方、夫婦は問題の報道が行われた当時、二人の携帯電話の音声メールが何者かによって操作されたと主張しており、彼等

の代理人のクレランス・ミッチェル（Clarence Mitchell）も同一苦情を提起した。このような経緯から、夫婦はレベン委員会（Leven Committee）の核心参加者の権利が認められ、証言等に積極的に参加した。

誤認逮捕歴のあるコリン・スタッグ（Colin Stagg）は二〇一一年七月、警視庁の捜査過程で「Now」による電話盗聴被害者であることが明らかになった。⁽⁸⁰⁾ 彼は一九九三年ラシエル・ニッケル（Rachel Nickell）の強姦致死嫌疑で逮捕・起訴されたが、その翌年に釈放された（二〇〇八年、真犯人の有罪判決確定後警察の公式謝罪と約七〇万ポンドの家賠償を受けた）。しかし、彼は釈放から六年後の二〇〇〇年から「Now」の電話盗聴の標的となった。当時、真犯人が検挙されておらず、彼に対するメディアの関心が集中された中、電話盗聴被害に遭ったのである。本件に対する民事訴訟は二〇一二年二月、NI側の敗訴で終結した。⁽⁸¹⁾

その他、二〇〇一年以降アフガン戦争や二〇〇三年以降イラク戦争の戦死者の親族、及び二〇〇五年七月ロンドン同時爆破テロの犠牲者の遺族の携帯電話も「Now」により盗聴された。⁽⁸²⁾

四 海外における余波

電話盗聴事件は、英国国内に止まらず、NCメディアが存在する国を中心に海外にも影響を及ぼした。とりわけ、NCの本拠地の米国やNCの発祥地の豪州に強い余波が及んだ。

では、米国と豪州における電話盗聴事件の余波について概観する。

1 米国

電話盗聴事件を受け、NCの本拠地である米国（二〇〇四年より豪州から移転）においては同様の事件の有無や法的対応の可否が注視された。

電話盗聴事件が相次いで発覚した二〇一一年七月以降、「NoW」による米国同時多発テロ事件（九・一一事件）被害者への電話盗聴疑惑に加え、「ニューヨーク・ポスト」（New York Post）、「ウォール・ストリート・ジャーナル」（Wall Street Journal）、「フォックス・ニュース」（Fox News）等国内NCメディアの電話盗聴疑惑が浮上した。その結果、ルパート・マードックのメディア事業の適合性やビジネス慣行に関する調査を要求する世論が沸騰した。このような背景の下、司法省と連邦捜査局（FBI）は二〇一一年七月以降、「NoW」による九・一一事件被害者を含む米国民の電話盗聴の有無や、英国におけるNCメディアの電話盗聴・公職者への贈賄嫌疑につき米国に拠点を置く会社の海外犯罪行為を取り締まる海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act 1977）等の国内法の抵触有無の捜査に着手した⁽⁸³⁾。

NCメディアによる国内における電話盗聴被害は、時折主張されてきた。例えば、数年間ゴードン・テイラー、ミリー・ダウラーの遺族をはじめとする多数の電話盗聴被害者の弁護を受け持ってきたマーク・ルイス（Mark Lewis）弁護士は、「NoW」による米国滞在者二人（「マルケア・ファイル」に記載された米国民一人、米国で活動する英国スポーツ選手二人）の電話盗聴被害を明らかにした⁽⁸⁴⁾。国内においてNCメディアの電話盗聴をめぐる初めての民事訴訟は、女優のアンジェリーナ・ジョリー（Angelina Jolie）の代役（stunt double）、「ユニース・ハットハート」（Eunice Huthart）が二〇一三年六月一八日、「NoW」と「サン」の電話盗聴（二〇〇四年～二〇〇五年）によるプライバシー侵害を理由にロサンゼルス地裁に提訴した事案である⁽⁸⁵⁾。ただ、同地裁は二〇一四年五月二二日、裁判管轄権等を理由

に、原告が英国の裁判所において救済を受けるのが妥当であるとして請求を棄却した。⁽⁸⁶⁾

結局、司法省は二〇一五年二月、英国におけるNC新聞の電話盗聴・公職者への贈賄嫌疑について三年余の調査を終結させ、NCを不起訴とすることを決定した。⁽⁸⁷⁾ その結果、NCは米国において刑事処分を免れたが、新しい情報が明るみに出れば、再捜査に直面する可能性は残されている。

一方、NCの株主等は電話盗聴事件を契機に、事件の責任がNC及びマードック親子をはじめとする役員等にあるとし、彼等を相手取って信託義務違反、重大な放漫経営、資産損失等証券取引法違反を理由に相次いで株主代表訴訟(derivative lawsuit)を提起した。株主代表訴訟の実例として、NCによるルパート・マードックの娘、エリザベス・マードック(Elisabeth Murdoch)が経営するシャイン社(Shine Group)の買収をめぐる二〇一一年三月「デラウェア(Delaware)訴訟」(同年七月、電話盗聴事件を機に事件へのNCの役員等の対応失敗をも含む訴訟に修正)が注目される。本件は、裁判所の却下決定を目指すマードック親子の働きかけが続いた中、結局、原告等と現金(一億三九〇〇万ドル)の決済方式により合意に至った。⁽⁸⁸⁾

2 豪州

電話盗聴事件を契機に、NCの発祥地であり、NCメディアが市場支配的地位にある豪州においても同様の事件の有無が問われた他、関連法制改革が行われた。

まず、国内NCメディアの電話盗聴等違法行為疑惑が提起された。例えば、「オーストラリアン・フィナンシャル・レビュー」(Australian Financial Review)は四年間の調査を経て二〇一二年三月、NCのソフトウェア会社、ニュース・データコム・システム(News Datacom Systems)が一九九〇年代中盤、ライバル局に対して海賊行為(元警察官

と情報員で構成された社内秘密組織がハイテクを駆使⁽⁹⁰⁾をした疑惑を提起した。NCは一連の疑惑を強く否定したが、疑義が完全に払拭されたわけではない。

次に、電話盗聴事件は、ルパート・マードックのビジネス慣行への疑念を強め、プライバシー法制改革を後押しした。豪州政府は、英国において電話盗聴事件が表面化する数年前から既存の法制では対処しきれない重大なプライバシー侵害等への対応策の議論を始めたが、電話盗聴事件が勃発したことを機に速やかに法制改革を断行した。すなわち、既存のプライバシー法 (Privacy Act 1988) を改め (Privacy Act 2014)、プライバシー保護対策を大幅に強化した⁽⁹¹⁾。一方、政府は二〇一一年九月、メディアとメディア規制に関する独立調査委員会、フィンケルシュタイン (Finkelstein) 委員会を設置し、デジタル時代に際し、既存のメディア倫理綱領の実効性、技術革新がメディアのビジネスモデルに及ぼす影響、プレス自主規制機関、プレス評議会 (Australian Press Council) の独立性・実効性の強化策等に関する調査を依頼した⁽⁹²⁾。フィンケルシュタイン委員会は依頼された事項に関する調査を経て二〇一二年二月、プレス評議会は勿論、放送・オンライン規制機関、通信メディア庁 (Australian Communications and Media Authority) の一部機能を吸収統合した新しい法定のメディア横断的独立規制機関、ニュースメディア評議会 (News Media Council) の創設⁽⁹³⁾等を盛り込んだ報告書を政府に提出した。そこで、政府は二〇一三年三月、プレスとオンラインニュース提供者の自主規制を強化・改善すべく、法律に基づく自主規制機関の確立を盛り込んだニュースメディア自主規制法案 (News Media (Self-Regulation) Bill 2013) を提出した。しかし、同法案はプレスの自由が阻害される恐れがあるとの批判を受け、議会で否決されたため、既存のプレス評議会体制が維持されるようになった。

五 小結

1 電話盗聴の倫理的・法的问题

新聞の電話盗聴等邪悪な情報収集行為は、その隠密性・密行性の故に長年ベールに包まれていたが、主に「ガーディアン」のニック・デビス記者の不屈の調査報道により一挙に白日の下に晒された。数千人の内密情報が、主要タブロイド紙による電話盗聴をはじめブラギング、ピニング等いわゆる「デジタル監視」の対象になったことが明らかになったのである。一連の事件は、今日デジタル機器がもたらした利便性の裏に潜む外部からの日常的な監視の危険性を如実に示している。

まず、プレスの電話盗聴等による取材は、公益によって正当化されない限り、プレス倫理に反する。PCCはプレスの倫理規範である倫理綱領 (Editors' Code of Practice) の一九九三年三月改正で「プライバシー」項目とは別途に「盗聴装置」項目を設け、ジャーナリストが盗聴器の使用や私的電話の通話の傍受により資料を収集・公表する行為につき公益によって正当化されない限り禁止した。その後、PCCは二〇〇四年六月同綱領改正で「盗聴装置」項目を「秘密装置と欺瞞」に拡充し、プレスが資料を収集・公表する手段として①監視カメラ・盗聴器の使用、②私的・携帯電話の通話・メッセージや電子メールの傍受、③文書・写真の無断削除④デジタル化された個人情報への無断アクセス(二〇〇七年八月改正で追加)につき公益によって正当化されない限り禁止するとともに、詐称・欺瞞(代理人・仲介人によるものを含む(同改正で追加))につき公益によってのみ、また他の手段により資料収集ができないときのみ正当化されることを明記した。現在、「秘密装置と欺瞞」規定は、PCCの後身、独立プレス基準機構(Independent Press Standards Organisation, IPSO)体制下の倫理綱領一〇条に継承されている。以上によれば、「Now」に代表され

るタブロイド紙が駆使した電話盗聴等は、情報収集の手段・方法の相当性は元より、その目的の正当性（公益目的）を欠くため、プレス業界自らが確立したプレス倫理綱領に反する。

次に、プレスの電話盗聴等による取材は、公益の抗弁（public interest defences）が認められない限り、法令に違背する⁹⁴。英国ではプライバシーに関する一般法は存在しない。しかし、欧州人権条約（European Convention on Human Rights）の实体規定を国内法にほぼそのまま受容した人権法（Human Rights Act 1998）がプライバシー権を規定していることをはじめ、前述した調査権限規制法、データ保護法等複数の刑事法がプライバシー関連侵害に刑罰を科す一方、民事裁判法理によりプライバシー侵害の救済手段が確立されてきた。特に、欧州人権条約八条（私生活及び家庭生活の尊重⁹⁵）はプライバシーの強い保護を謳っているが、英国の裁判所は人権法の施行と同時に同規定の影響を受けている。「NoW」に代表されるタブロイド紙が駆使した電話盗聴等は、同規定の趣旨や無断盗聴行為を禁じる個別法規（調査権限規制法、データ保護法等）に立脚すれば、基本的に法的保護の範囲外にある。そのような取材行為は、表現の自由との調和の観点から欧州人権条約一〇条（表現の自由⁹⁶）の趣旨やデータ保護法上の免罰事由等を勘案しても、その目的の正当性（公益目的）が否定されるため、法的責任は避けられない。

結局、「NoW」を中心に電話盗聴事件に関わった新聞は、倫理的・社会的・法的制裁に直面した。また、プレス業界はプレス倫理制度の再編（プレス規制機関の刷新）を余儀なくされた。

2 電話盗聴事件の背後

「NoW」を含む主にNI傘下の新聞の電話盗聴に代表される前代未聞の邪悪な情報収集慣行は、英国主流ジャーナリズムの腐敗状況を如実に表す。電話盗聴事件を「ハックゲート」(hackgate)、またはその頂点に君臨するルパート・

マードックに例えて「マードックゲート」と称する向きもあるが、これらの比喩はジャーナリズムの重大な危機を含蓄している。ジャーナリズムの腐敗は民主主義の危機に他ならない。ジャーナリズムが腐敗すれば、国民の知識・情報の質的低下を招き、畢竟民主主義の根幹を揺るがすからである。

では、「Now」等が電話盗聴をはじめとする非倫理的かつ違法な情報収集行為も辞さなかった原因はどこにあるのか。それは基本的に、今日、インターネットの台頭等によるメディア生態系（media ecology）の構造変化に伴い、新聞が直面している経営悪化にあらう。近年、英国の新聞は、発行部数の減少が著しく、⁽⁹⁸⁾ 広告市場の縮減により熾烈な競争を強いられている。このため、タブロイド紙を中心に競争優位を獲得すべく、商業ベースの本末転倒の特ダネ主義に耽溺し、取材手段を問わない慣行が確立したと考えられる。しかしながら、新聞に限らず、放送等其他の媒体も熾烈な競争環境下にあることを看過してはならない。それ故、電話盗聴事件を単にイエロー・ジャーナリズム（yellow journalism）の表れとして把握するだけでは足りず、自社所属のジャーナリスト等が違法行為を行わないようにチェック・監督する新聞企業の統治・管理、すなわちコーポレート・ガバナンス（corporate governance）の機能不全を疑わざるを得ない。

実際、違法行為が常態化していたNI傘下の「Now」と「サン」においては、監督者の立場にあった編集幹部が直接的・間接的に違法行為に加担していた。とりわけ、「Now」は管理（management）と法令遵守（compliance）システムが失敗し、個人のプライバシーと尊厳の尊重に欠けていた。⁽⁹⁹⁾ メディア帝国の最高権力者ルパート・マードック主導の業績重視の企業文化の下、編集幹部の彼に対する忠誠心や過度な功名心が取材・報道活動における注意・確認義務等ガバナンスを機能不全に至らしめ、その部下等の違法行為の誘導または幫助につながったと考えられる。さらに、これらの新聞は違法行為の遂行に当たり、電話盗聴の専門要員であるグレン・マルケア等の私立探偵も動員した。

捜査当局が摘発した「Now」等の犯行の起点は、二〇〇〇年代初頭に遡る。しかし、同紙はそれ以前からルパート・マードックの督励を受け、ライバル紙に対抗するために度々違法な取材行為を働いてきたことに留意すべきである。犯罪報道記者協会のジェフ・エドワーズ (Jeff Edwards) 会長が同紙の犯罪担当記者であった一九八〇年代前半当時、公職者への金銭支給を拒んだ理由で解雇された事実^⑩は、その証左である。よって、NI傘下の新聞ではいわゆる小切手ジャーナリズム文化がかなり前から根付いていたことが推測される。

以上のような報道機関としてのNIの著しい逸脱に鑑み、その親企業、NCを歴史上最も非倫理的なメディア企業と言っても過言ではない^⑪。

一方、電話盗聴事件の背景が、興味本位の煽情主義 (sensationalism) を主武器とするタブロイド紙の商業至上主義やガバナンスの機能不全にあるにしても、以下のようなファクトを吟味しなければならない。すなわち、NI側が、電話盗聴事件の原捜査においてクライブ・グッドマンと私立探偵グレン・マルケアが逮捕された二〇〇六年八月以来、二〇一一年七月に至るまで「一不良記者の仕業」抗弁に終始し、組織ぐるみの犯行を否認したことに對し、PCCはこの見解を追認し、警察も二〇一一年捜査再開まで原捜査失敗を顧みる機会を事実上黙殺して犯罪を放置してきた。その間、保守党は二〇〇七年五月、結果的に犯罪者のアンディー・コールソンを報道官に起用した一方、警視庁は二〇〇九年一〇月、ネイル・ウォリスを戦略コミュニケーションコンサルタントとして雇用した。

このような奇妙な事実関係に照らして見れば、電話盗聴事件を総合的・全体的に理解するためには、NCやNIの権力（政治家・警察）との関係に関する究明が欠かせない。この点に関しては、次章で詳述する。

(1) 英国の新聞は、大きく高級紙のブロードシート (broadsheet) 紙と大衆紙のタブロイド (tabloid) 紙に分類でき、さらに後者はミッ

- ドマーケット (mid-market) 紙とレッド・トップ (red-top) 紙に細分でき⁶⁶。現在、高級紙には、「タイムズ」(The Times)、「ガーディアン」(The Guardian)、「テレグラフ」(The Telegraph) 等、ミッドマーケット紙には「デイリー・メール」(Daily Mail)、「デイリー・エクスプレス」(Daily Express) 等、レッド・トップ紙には「サン」(The Sun)、「デイリー・ミラー」(Daily Mirror)、「デイリー・スター」(Daily Star) 等⁶⁷。
- (2) 分社化により、新NCは旧NCの新聞・出版部門、21世紀フォックスは旧NCのエンターテインメント(映画、放送等)部門を担うようになった。その後、21世紀フォックスの映画・テレビ部門は二〇一九年三月、米メディア・娯楽大手ウォルト・ディズニー・カンパニー(Walt Disney Company)により買収された。
- (3) メディアの自由の限界について、Jan Oster, *Media Freedom as a Fundamental Right* (Cambridge University Press, 2015), 145-267 参照⁶⁸。
- (4) Nick Davies, *Flat Earth News: An Award-winning Reporter Exposes Falsehood, Distortion and Propaganda in the Global Media* (London: Vintage Books, 2008), 259-286.
- (5) EU一般データ保護規則 (EU General Data Protection Regulation (EU) 2016/679) の制定に伴い、従前のデータ保護法 (Data Protection Act 1998) を改めた⁶⁹。
- (6) Rory Cellan-Jones, 'Phone hacking: Are you safe?', *BBC* (12 July 2011).
- (7) House of Commons Home Affairs Committee, *Unauthorised tapping into or hacking of mobile communications. Thirteenth Report of Session 2010-12* (HC 907, 19 July 2011), 47-50.
- (8) ①個人データがジャーナリズム・学問・芸術・文学作品の公表を目的として処理されること、②データ管理者が表現の自由における公益の特別な重要性を特に考慮し、当該公表が公益に適合し合理的に信ずること。
- (9) ①犯罪の予防・捜査に必要な場合、②法令または裁判所の命令により要求・許可された場合、③公益として正当化される特定の状況の場合、④個人データを取得・開示・周旋する法律上の権利を保有していると合理的に信じて行動した場合、⑤データ管理者が個人データの取得・開示・周旋行為及びその状況を知っていれば、その者の同意を得たであろうと合理的に信じて行動した場合、⑥ジャーナリズム・学問・芸術・文学作品の公表を目的として行動した場合。
- (10) Gerry Holt, Gordon Brown allegations: What is blagging?, *BBC* (12 July 2011).
- (11) Information Commissioner's Office, *What price privacy?: The unlawful trade in confidential personal information* (TSO, 10 May

- 2006), 17–19. Information Commissioner's Office. *What price privacy now?: The first six months progress in halting the unlawful trade in confidential personal information* (TSO, 13 December 2006), 5, 8.
- (12) Tom Watson and Martin Hickman. *Dial M for Murdoch: News Corporation and the Corrupt* (Penguin Books, 2012), 27–32.
- (13) レベソン委員会における「サンデー・タイムズ」のジョン・ウィザーロー (John Witherow) 編集長の口頭証言 (二〇一二年一月一七)。
- (14) 'Mobile 'pinging' claim raises legal questions', *BBC* (14 July 2011).
- (15) レベソン委員会におけるロン・スー・エーカーズ (Sue Akers) 警視監補の口頭証言 (二〇一二年一月一七)。
- (16) 「NoW」により二〇一一年～二〇〇六年に雇用され、多数の電話盗聴を実行して高額報酬 (年間報酬一〇万ポンド) を得た。
- (17) しかし、後に明らかになったように、これらの犯行は一連の電話盗聴事件のいく一部に過ぎない。警視庁はグレン・マルケアの検挙当時、彼が作成した王室、政官界、芸能・スポーツ界、言論界等の人物三八七〇人の盗聴リスト及び電話番号等 (携帯電話約四〇〇〇件、固定電話約五〇〇〇件、パソコン九一件)、録音記録、協力記者名を含む一万一〇〇〇頁に及ぶノート、いわゆる「マルケア・ファイル」(Mulcaire file) を押収しながらも、これを封印した経緯がある。
- (18) しかし、①クライブ・グッドマンは、自身の行為 (電話盗聴) は「NoW」の複数の幹部の指示の下行われたと主張し、不当解雇を理由に提訴し、②グレン・マルケアも提訴する構えを見せた。これに対し、NIは秘密裏に示談金 (①二四万ポンド、②八万五〇〇〇ポンド) を提示して解決を図りつつ、グレン・マルケアの訴訟代理人にも訴訟費用 (二五万ポンド) を支払った。Heinz Duthel, *Rupert Murdoch: The Politico Media Complex Magul* (CreateSpace Independent Publishing Platform, 2011), 345.
- (19) Press Complaints Commission. *Submission to the Culture, Media and Sport Select Committee* (February 2003), 56.
- (20) Nick Davies, *Hack Attack: How the truth caught up with Rupert Murdoch* (London: Vintage Books, 2015), 76–103.
- (21) Graeme McLagan, 'Journalists caught on tape in police bugging', *The Guardian*, September 21, 2002; Chris Hastings and David Bamber, 'How tabloids bug phone lines to get a story', *The Telegraph* (15 December 2002).
- (22) Nick Davies, n (20) above, 14; Malcolm Dean, *Democracy Under Attack: How the Media Distort Policy and Politics* (The Policy Press, 2013), 421–423.
- (23) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *Privacy and media intrusion, Fifth Report of Session 2002–03 Vol I* (HC 458–I, 21 May 2003), 36.

- (24) David Hencke, Mark Watts, Martin Hickman and Alex Varley-Winter, 'Transcript: Rupert Murdoch recorded at meeting with Sun staff, *Exaro* (3 July 2013).
- (25) 一連の電話盗聴事件発覚後、下院文化委員会の公聴会における「NoW」のレベッカ・ブルックス前編集長が証言した(二〇一一年・一九)ように、新聞による私立探偵の活用は一般的であった。
- 「NoW」が動員した私立探偵は、グレン・マルケア、ステイプ・ホイットモア以外にも相当数いたが、とりわけジョナサン・リーズ(Jonathan Rees)の存在が大きい。彼は同僚探偵タニエル・モーガン(Daniel Morgan)を殺害した嫌疑で一九八七年以降二〇年余にわたり数回逮捕・起訴されたが(毎回証拠不十分で釈放されたが、一角ではタニエル・モーガンが当時警察の腐敗に関する証拠のリークのため殺害されたと看做し、警察が殺害に関与した事実の発覚を恐れて意図的に不利な証拠を隠蔽したという強い疑惑が提起されている)、別件で二〇〇〇年～二〇〇五年服役した。彼は、服役前七年間「NoW」の私立探偵として雇用されたことに続き、服役後二〇〇五年アンディー・コールソンによつて再雇用された他、「デイリー・ミラー」や「サンデー・ミラー」(Sunday Mirror)でも働いた。彼は他人の秘密情報を探知する専門家を雇い、墮落した警察官を懐柔する一方、ブラギングにより公共機関、電話会社、銀行等から収集した個人情報や「NoW」に提供して高額報酬(年間一五万ポンド)を得た。
- (26) Nick Davies, 'Revealed: Murdoch's £1m bill for hiding dirty tricks', *The Guardian* (9 July 2009).
- (27) 下院文化委員会における「NoW」のジョン・メイラー編集長の証言(二〇〇九・七・二二)、『NIIのレス・ヒントンの会長の証言(二〇〇九・九・一五)』。
- (28) 下院文化委員会における警視庁のジョン・イエーン(John Yates)警視監の答弁(二〇〇九・九・二)。
- (29) Press Complaints Commission, *PCC report on phone message tapping allegations* (9 November 2009).
- (30) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *Press standards, privacy and libel, Second Report of Session 2009-10 Vol I* (HC 362-I, 9 February 2010), 96-114.
- (31) 'Max Clifford drops News of the World phone hacking action in £1m deal', *The Guardian* (9 March 2010).
- (32) Nick Davies, 'Phone hacking was rife at News of the World, claims new witness', *The Guardian* (8 September 2010).
- (33) Don Van Natta Jr., Jo Becker and Graham Bowley, 'Tabloid Hack Attack on Royals, and Beyond', *The New York Times* (1 September 2010).
- (34) Nick Davies, 'Phone hacking approved by top News of the World executive — new files', *The Guardian* (15 December 2010).

- (35) The Leveson Inquiry, *An Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press Vol I* (HC 780-1, November 2012), 408-411.
- (36) Christine Joanna Hart, *The Phone Hacking Affair* (Createspace Independent Publishing Platform, 2013).
- (37) Nick Davies, n (20) above, 335-338.
- (38) Nick Davies and Amelia Hill, 'Missing Milly Dowler's voicemail was hacked by News of the World', *The Guardian* (5 July 2011), 辞任時に270万から高額報酬(100万ポンド)を得た。Dan Sabbagh and Lisa O'Carroll, Rebekah Brooks took £10.8m compensation from News Corp', *The Guardian* (12 December 2012).
- (40) Georgina Prodhan, 'Two UK Murdoch journalists in apparent suicide bids', *Reuters* (6 March 2012).
- (41) 'News of the World closed down over phone hacking', David Cameron's statement in full', *BBC* (8 July 2011).
- (42) ポール・スナイプソンは警視總監は「NOW」退職後PR会社を経営していたネイル・ウォリスを自身の裁可で2009年10月より一年間警視庁戦略コミュニケーション・シヨンのコンサルタントとして雇用し、2011年前半数か月間ネイル・ウォリスが関わっていた高級健康管理施設を無料で利用した疑惑、シヨンのエーエツ警視監は2009年六月ネイル・ウォリスの娘の警視庁採用に関与した疑惑がある。
- (43) The Leveson Inquiry, *An Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press Vol II* (HC 780-II, November 2012), 539-591.
- (44) Martin Moore, *Who Was Hacked?: An investigation into phone hacking and its victims* (Media Standards Trust, March 2015), 16-17.
- (45) Clive Goodman, 'Your snake in the grass of the rich and powerful', *News of the World* (6 November 2005).
- (46) 'Harry Buried Face in Margo's Mega-Boobs, Stripper Jiggled, Prince Giggled', *The Sun* (8 April 2006).
- (47) Clive Goodman, 'Chelsy Tears Strip Off Harry', *News of the World* (9 April 2006).
- (48) 'Phone-hacking trial: Kate Middleton 'hacked 155 times', *BBC* (14 May 2014).
- (49) Nick Davies and David Leigh, 'News International papers targeted Gordon Brown', *The Guardian* (11 July 2011).
- (50) デビッド・シルズは「イタリフ最高裁から公訴時効を理由に懲役刑は免れたが、イタリフ総理府の名誉失墜を理由に二五万ユーロの罰金が科された(2010・11・15)。
- (51) Allegra Stratton, 'Phone hacking: News International pays Tessa Jowell £200,000', *The Guardian* (12 December 2011).
- (52) Nick Davies, 'Phone hacking: 45 messages from John Prescott were intercepted, court hears', *The Guardian* (12 May 2011).
- (53) Amelia Hill, 'Phone hacking: Lord Prescott wins high court bid to challenge Met', *The Guardian* (23 May 2011).

- (54) 'Exclusive: John Prescott on News of The World phone hacking payout', *Hull Daily Mail* (19 January 2012).
- (55) Lisa O'Carroll and Dan Sabbagh, 'Phone hacking: Steve Coogan and Simon Hughes settle claims', *The Guardian* (8 February 2012).
- (56) 'Culture committee MPs 'snooped on' by News of the World', *BBC* (14 November 2011).
- (57) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *News International and Phone-hacking, Eleventh Report of Session 2010-12 Vol I* (HC 903-I, 30 April 2012), 82.
- (58) Tom Watson and Martin Hickman, n (12) above, 81, 117.
- (59) 'Phone hacking: Chris Bryant's statement to open court', *The Guardian* (19 January 2012).
- (60) Nick Davies and David Leigh, 'Phone hacking: Brian Paddick and Chris Bryant launch legal action', *The Guardian* (13 September 2010).
- (61) Martin Moore, n (44) above, 39-40.
- (62) Tom Watson and Martin Hickman, n (12) above, 81, 117.
- (63) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, n (57) above, p.107.
- (64) Amelia Hill and James Robinson, 'Phone hacking: Sienna Miller accepts £100,000 from News of the World', *The Guardian* (23 May 2011).
- (65) Lisa O'Carroll, 'Charlotte Church settles NoW phone-hacking claim for £600,000', *The Guardian* (27 February 2012).
- (66) 'The bugger, bugged', *New Statesman* (14 April 2011).
- (67) 'Court order to police over alleged Hugh Grant hacking', *BBC* (20 July 2011).
- (68) 「二〇一一年電話盗聴事件発覚を機に結成された「自由と責任を促すヘレン・スカーン・キャンペーン」。
- (69) John Plunkett and Lisa O'Carroll, 'Hugh Grant settles News of the World phone hacking claim', *The Guardian* (21 December 2012).
- (70) *Ibid.*
- (71) 'Phone hacking: News International settles with victims', *The Guardian* (19 January 2012).
- (72) Josh Halliday, 'Daily Mirror owners must pay £1.2m to celebrity phone-hacking victims', *The Guardian* (21 May 2015).
- (73) Joan Smith, 'Joan Smith: I've waited for this ever since they told me I'd been hacked', *The Independent* (20 February 2012).
- (74) 'Phone hacking: Gavin Henson's statement to open court', *The Guardian* (20 January 2012).

- (75) Lisa O'Carroll, 'Wayne Rooney launches phone-hacking claim', *The Guardian* (20 April 2012).
- (76) Martin Moore, n (44) above, 31.
- (77) 'Murdoch confirms Dowlers to receive £2m over hacking', *BBC* (21 October 2011).
- (78) ハンコック委員会の報告書「盗聴問題の経緯と口頭証言」(10・11・11・11)°.
- (79) Joan Smith, '£550,000 damages for McGanns over Madeleine stories', *The Independent* (19 March 2008).
- (80) James Robinson, 'Phone-hacking: Colin Stagg targeted by News of the World', *The Guardian* (5 July 2011).
- (81) 'Phone-hacking: 22 victims 'reach court settlement'', *BBC* (14 December 2012).
- (82) James Robinson, Amelia Hill, Sam Jones, Nick Davies and Dan Sabbagh, 'Families of 7/7 victims "were targets of phone hacking"', *The Guardian* (6 July 2011); Mark Hughes, Duncan Gardham, John Bingham and Andy Blixham, 'Phone hacking: families of war dead "targeted" by News of the World', *The Telegraph* (7 July 2011).
- (83) Douglas Kellner, 'The Murdoch Media Empire and the Spectacle of Scandal', *International Journal of Communication* 6 (2012), 1179, 1192.
- (84) Salamander Davoudi, 'News Corp faces hacking lawsuits in US', *The Financial Times* (12 April 2012).
- (85) 'Angelina Jolie double in News Corp 'phone hack' claim', *BBC* (18 June 2013).
- (86) 'Angelina Jolie's British stunt double has U. S. lawsuit against Rupert Murdoch's News Corp for alleged phone hacking dismissed', *Mail Online* (22 May 2014).
- (87) Andrew Buncombe, 'US Department of Justice drops phone-hacking investigation into Rupert Murdoch's News Corp', *The Independent* (3 February 2015).
- (88) 詳細な裁判の推移は、News Corporation, *Annual Report 2012* (2012), 67-69 参照°.
- (89) Jennifer Saba and Tom Hals, 'News Corp. shareholders agree to phone hacking deal', *Reuters* (22 April 2013).
- (90) 'Pay TV piracy hits News', *Financial Review* (28 March 2012).
- (91) 個人情報に関する規制の明確化・強化、プライバシー保護領域の拡大、自己情報統制権の強化、機微な個人情報保護の強化、プライバシーコミュニケーションの権限強化等°.
- (92) The Hon R Finkelstein QC, *Report of the Independent Inquiry into the Media and Media Regulation* (Australian Government, 28

- February 2012), 13.
- (93) *Ibid.*, 290–300.
- (94) 取材の利益と関係について、Gavin Millar & Andrew Scott, *Newsgathering: law, regulation and the public interest* (Oxford University Press, 2012), 9–33 参照。
- (95) 「すべての者は、私的及び家族生活、住居並びに通信に対して尊重される権利を有する」(一項)、「この権利の行使については、法律に基づき、かつ国家安全保障・公共の安全・国の経済福利、無秩序・犯罪の防止、保健・道徳の保護、又は他の者の権利・自由の保護のため、民主的社會において必要なもの以外のいかなる公權力による干渉も受けない」(二項)。
- (96) 「すべての者は、表現の自由の権利を有する。この権利は、公権力の干渉を受けることなく、かつ国境とかかわりなく、意見を持つ自由並びに情報及び思想を受領・伝達する自由を含む。本条は、国家が放送、テレビ又は映画事業者に許可制を要求することを妨げない」(一項)。「前項の自由の行使については、義務及び責任が伴うため、法律に基づき、かつ国家安全保障・領土の保全・公共の安全、無秩序・犯罪の防止、保健・道徳の保護、他の者の信用・権利の保護、秘密裏に受領した情報の暴露の防止、又は司法府の権威及び公正の維持のため、民主的社會において必要な手続、条件、制限又は刑罰を科すことができる」(二項)。
- (97) Richard Lance Keeble, 'Journalism at the Crossroads', in Richard Lance Keeble and John Mair (ed.), *The phone hacking scandal: journalism on trial* (Arima Publishing, 2012), 6.
- (98) Huw Thomas, 'Newspaper circulation figures decline by up to 28%', *BBC* (1 Marcg 2018).
- (99) The Leveson Inquiry, *An Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press: Executive Summary* (HC 779, November 2012), 10.
- (100) John Linsers, *The Rise and Fall of the Murdoch Empire* (John Blake, 2013), XVI, 2.
- (101) Tom Watson and Martin Hickman, n (12) above, 11–12.
- (102) レベソン委員会におけるジョン・マクルーゼの口頭証言 (二〇一二年・三月・十四)。
- (103) Douglas Kellner, n (83) above, 1191.

